

政令第 号

国土交通省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第三項及び第四項、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十四条第二項並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国土交通省組織令の一部改正）

第一条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

「第一節 船員労働委員会

目次中「第二百二十九条」を「第二百二十九条の二」に、 第一款 船員中央労働委員会事務局（第二百

第二款 船員地方労働委員会事務局（第二百

二十一条 第二百二十三条）を「第一節 船員労働委員会（第二百二十一条 第二百二十四条）」に改

（第二百四条）

める。

第三条第一項中第二十五号を第二十六号とし、第二十二号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 運輸事業者の輸送に係る安全管理体制の評価その他の運輸事業に係る輸送の安全の確保に関する基本に関すること。

第三条第二項中「前項第二十二号から第二十四号まで」を「前項第二十三号から第二十五号まで」に改める。

第四条第一項第二十九号中「第五十五条」を「第三十七条第九号」に改める。

第二十条の見出し中「総合観光政策審議官」の下に「、運輸安全政策審議官一人」を加え、同条第一項中「総合観光政策審議官一人」の下に「、運輸安全政策審議官一人」を加え、「二十人」を「十九人」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 運輸安全政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する運輸の安全の確保に関する政策

に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

第二十二条第一項中「及び」を「並びに」に改め、「一人」の下に「及び運輸安全監理官一人」を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(運輸安全監理官の職務)

第三十一条の二 運輸安全監理官は、運輸事業者の輸送に係る安全管理体制の評価その他の運輸事業に係る輸送の安全の確保に関する基本に関する事務をつかさどる。

第三十六条の見出し中「課等」を「課」に改め、同条第一項中「十七課」を「十九課」に改め、「及び

「観光企画課

「観光政策課

「観光資源課

参事官一人」を削り、

を 観光経済課 に、「旅行振興課」を

に改め

国際観光推進課」

国際観光課」

観光事業課」

る。

第三十七条中第十一号を第十四号とし、第十号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 中央交通安全対策会議の庶務（海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものに限る。）に関すること。

第三十七条中第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 交通安全基本計画に係る事項の実施に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

十 国土交通省の所掌事務に関する交通の安全の確保に関する事務の総括に関すること（技術安全課の所掌に属するものを除く。）。

第五十条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 国土交通省の所掌事務に係る交通の安全の確保を阻害するおそれがある人的又は技術的な要因についての基礎的な調査及び分析並びに当該要因を効果的に解消する手法の開発に関すること（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）。

第五十一条から第五十三条までを次のように改める。

第五十一条 削除

(観光政策課の所掌事務)

第五十二条 観光政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 総合政策局の所掌事務(第四条第一項第四十七号から第五十号までに掲げるものに限る。第五十四条第二号において同じ。)に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 観光の振興に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 三 交通政策審議会観光分科会の庶務に関すること。

(観光経済課の所掌事務)

第五十三条 観光経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 容易に観光旅行をすることができる環境の整備その他観光旅行の普及発達に関すること。
- 二 観光に関する調査及び研究に関すること。
- 三 観光に関する統計に関すること。

四 観光基本法(昭和三十八年法律第七号)第五条の規定による観光の状況及び施策に関する年次報告等に関すること。

第五十四条を削る。

第五十五条の見出し中「国際観光推進課」を「国際観光課」に改め、同条中「国際観光推進課」を「国際観光課」に改め、同条第一号を次のように改める。

- 一 国際観光の振興に関すること（観光経済課、観光地域振興課及び観光資源課の所掌に属するものを除く。）。

第五十五条を第五十四条とする。

第五十六条第三号から第五号までを削り、同条を第五十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（観光資源課の所掌事務）

第五十六条 観光資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 観光資源の保護、育成及び開発に関すること。
 - 二 観光の振興に寄与する人材の育成に関すること。
 - 三 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。
- 第五十七条を次のように改める。

(観光事業課の所掌事務)

第五十七条 観光事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 観光事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二 ホテル及び旅館の登録に関すること。
- 三 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関すること。

第五十八条を次のように改める。

第五十八条 削除

第九十二条第一号中「名瀬市」を「奄美市」に改める。

第一百五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第二百二十条第三号中「平成十四年法律第七十八号」の下に「第二条第一項第一号」を加え、「」の建替え」を「以下この号において同じ。」の建替え及び管理（マンションの敷地及び附属施設並びにマンシ

ヨンの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第二条第一号ロに掲げる土地及び附属施設の管理を含む。」に改める。

第二百二十二条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「七課」の下に「及び安全監理官一人」を加える。

第二百二十七条中「他課」の下に「及び安全監理官」を加える。

第二百二十八条第四号中「施設課」の下に「及び安全監理官」を加え、同条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とする。

第二百二十九条第四号中「こと」の下に「当該車両及び施設の管理及び保守に関する検査に係るもの並びに」を加え、第一章第二節第三款第九目中同条の次に次の一条を加える。

（安全監理官の職務）

第二百二十九条の二 安全監理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 鉄道等の運行の計画に関すること。
- 二 鉄道等の安全の確保に関すること（道路局及び施設課の所掌に属するものを除く。）。

三 鉄道等に関する事故の原因を究明するための調査及びこれらの事故の兆候についての必要な調査に
関すること（航空・鉄道事故調査委員会の所掌に属するものを除く。）。

第四百十条中「十二課」を「十課」に改め、「企画課」を削り、「国内旅客課」を「内航課」に、「内
内貨物課」を「運航労務課」に改め、「船員労働環境課」を削る。

第四百十一条中第十号を第十四号とし、第九号を第十三号とし、第八号を第十二号とし、第七号を第九
号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 独立行政法人海上技術安全研究所の組織及び運営一般に関すること。

十一 船舶に関する原子力の利用に関すること。

第四百十一条中第六号を第八号とし、第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二
号を加える。

二 海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する政策の調
整に関すること。

三 海事局の所掌事務に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

第四百二十二条を次のように改める。

第四百二十二条 削除

第四百十三条第一号中「総務課」の下に「、安全基準課及び検査測度課」を加え、同条第二号中「船舶貸渡業」の下に「（内航海運業の用に供する船舶に係るものを除く。）」を加え、「及び国内貨物課」を削る。

第四百十四条の見出し中「国内旅客課」を「内航課」に改め、同条中「国内旅客課」を「内航課」に改め、同条第一号を次のように改める。

- 一 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第四百十五条を次のように改める。

（運航労務課の所掌事務）

第四百十五条 運航労務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水上運送事業に係る輸送の安全の確保に関すること（外航課の所掌に属するものを除く。）。

二 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること
(船員政策課の所掌に属するものを除く。)

三 船員労務官の行う事務の監察に関すること。

四 船員災害防止協会の行う業務に関すること。

五 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船員に係るものに関すること(海技資格課の所掌に属するものを除く。)

第四百七十七条第二号及び第四百四十八条第二号中「企画課」を「総務課」に改める。

第四百四十九条第六号中「船員労働環境課」を「運航労務課」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 水上運送(水上運送事業によるものを含む。次号及び次条第二号において同じ。)に係るエネルギーの使用の合理化に関する船舶の施設に関する基準の設定に関すること。

五 水上運送に係るエネルギーの使用の合理化に関する船舶の施設に関する検査制度の企画及び立案に関すること。

第百五十条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 水上運送に係るエネルギーの使用の合理化に関すること（船舶の施設に関するものに限り、安全基準課の所掌に属するものを除く。）。

第百五十三条を次のように改める。

第百五十三条 削除

第百五十七条中「開発課」を「振興課」に改める。

第百五十九条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 港湾及び航路の整備及び保全に関する事業に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

第百五十九条第四号を次のように改める。

四 民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項及び都市再生特別措置法第三十条第一項の規

定による港湾施設の整備に関する費用に充てるべき資金の貸付けに関すること。

第百五十九条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第一百六十条の見出し中「開発課」を「振興課」に改め、同条中「開発課」を「振興課」に改め、同条第一号中「に係る」の下に「事務で」を加え、「開発及び一定の地域の開発」を「利用、整備及び保全又は地域の振興」に、「事務」を「もの」に改め、同条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 民間都市開発の推進に関する特別措置法の施行に関する事務のうち港湾施設に係るものに関すること（計画課の所掌に属するものを除く。）。

六 都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号及び第四号に掲げる業務（これらの業務に係る同項第五号に掲げる業務を含む。）のうち港湾施設に係るものに関すること。

第一百六十条に次の二号を加える。

十 荷さばき施設及び船舶の離着岸を補助するための船舶に関する特定港湾施設整備事業の事業計画に関すること。

十一 港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関する技術的審査に関すること。

第一百六十二条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

第一百九十条第一項中「四人」を「三人」に改める。

第二百八条第一項中「及び四国地方整備局にそれぞれ」を「に副局長一人及び次長一人を、四国地方整備局に」に改め、同条第五項中「及び四国地方整備局の総務部長は、それぞれ北陸地方整備局及び」を「の総務部長は北陸地方整備局の副局長又は次長の職を占める者を、四国地方整備局の総務部長は」に改める。

第二百十三条第三項中「企画振興部」を「企画観光部」に改め、同条第四項中「企画振興部及び交通環境部」を「海事振興部及び海上安全環境部」に、「企画部」を「海事部」に改める。

第二章第一節第一款及び第二款の款名を削る。

第二百二十四条を次のように改める。

第二百二十四条 削除

附則第二十五条の二の見出し中「海事局国内貨物課」を「海事局内航課」に改め、同条中「海事局国内貨物課は、第四百四十五条」を「海事局内航課は、第四百四十四条」に改める。

附則に次の一条を加える。

(北陸地方整備局の副局長の設置期間の特例)

第二十八条 北陸地方整備局の副局長は、平成二十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表函館運輸支局の項中「渡島支庁管内」を「北斗市 渡島支庁管内」に改める。

(交通政策審議会令の一部改正)

第二条 交通政策審議会令(平成十二年政令第三百号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表海事分科会の項中「、港湾運送」を削り、同表港湾分科会の項中「及び航路」を「、航路及び港湾運送」に改める。

第九条第四項中「国土交通省総合政策局観光企画課」を「国土交通省総合政策局観光政策課」に改め、同条第七項中「国土交通省港湾局管理課」を「国土交通省港湾局総務課」に改める。

(国土交通省独立行政法人評価委員会令の一部改正)

第三条 国土交通省独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百二十四号)の一部を次のように改正する。

第九条の表国際観光振興機構分科会の項中「総合政策局国際観光推進課」を「総合政策局国際観光課」

に改める。

附 則

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、同年七月一日から施行する。

- 一 第一条中国土交通省組織令目次の改正規定（「第二百二十九条」を「第二百二十九条の二」に改める部分を除く。）、「同令第二十条の改正規定、同令第三十六条第一項の改正規定（「及び参事官一人」を削る部分を除く。）」、「同令第五十一条から第五十三条までの改正規定、同令第五十四条を削る改正規定、同令第五十五条の改正規定、同条を同令第五十四条とする改正規定、同令第五十六条第三号から第五号までを削り、同条を同令第五十五条とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第五十七条、第四百四条から第四百四十五条まで、第四百四十七条から第四百五十条まで、第五百五十三条及び第二百十三条の改正規定、第二章第一節第一款及び第二款の款名を削る改正規定並びに同令第二百二十四条及び附則第二十五条の二の改正規定

二 第二条中交通政策審議会令第九条第四項の改正規定

三 第三条の規定

理由

国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、新たに大臣官房に運輸安全政策審議官及び運輸安全監理官を、北陸地方整備局に副局長を置く等の必要があるからである。